

【声 明】

生活保護基準引き下げ違憲訴訟・広島高裁で勝訴判決！ 国は早急に保護基準を減額前に戻せ！

2025年4月18日

広島県生活と健康を守る会連合会

会 長 大平 俊子

全国生活と健康を守る会連合会（全生連）

会 長 吉田 松雄

東京都新宿区新宿 5-12-15

KATOビル 3階

TEL 03 (3354) 7431

FAX 03 (3354) 7435

広島高等裁判は4月18日、広島県内の生活保護利用者42人が、国、広島県、広島市などを相手に、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活扶助基準の引き下げ）の取り消しを求めた裁判で、一審と同様に処分を取り消す原告勝訴の判決を言い渡しました。

全国29地裁で提起された同種訴訟において、生活保護基準引き下げ処分の取り消しを認めた控訴審の判決は、2023年11月30日の名古屋高等裁判所判決、2025年1月29日の福岡高等裁判所判決、3月13日の大阪高等裁判所判決（京都）、3月18日の札幌高等裁判所判決、3月27日の東京高等裁判所判決、3月28日の東京高等裁判所（埼玉）に続き7件目になります。地裁では、原告が19勝11敗と大きく勝ち越しています。

判決は、原告らの置かれた大変厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準の引き下げを問題とし、憲法25条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決です。

生活保護制度は生活保護を利用している人だけに関わる問題ではありません。他の諸制度や諸施策と連動しており、国民生活全般に極めて重大な影響を及ぼします。判決は、格差と貧困が拡大固定化する中で、生活保護制度の重要性を確認するものです。

この裁判は提訴以来すでに10年を超えているため、多くの原告が判決を待たずに亡くなっています。国の政治は、国民の幸福のためにあるべきです。

全生連は国に対し、①生活保護基準引き下げ処分取り消し訴訟においての原告勝訴判決を受け入れ、直ちに基準を引き下げ前の2012年時に戻すこと。②近年の物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを行うこと。③次回基準改訂は、際限のない基準引き下げを招く第1・十分位（所得階層を十等分して一番低い層）の消費支出と比較する手法は改め、「健康で文化的な生活」水準を保障することのできる新たな方法で行うこと—の3点を強く要望するものです。

以 上